

## 「(仮称) 国道 298 号交通事故安全対策検討会」規約 (案)

### (名称)

第 1 条 本会は「(仮称) 国道 298 号交通事故安全対策検討会」(以下、「検討会」という。)と称する。

### (設置者)

第 2 条 検討会は、国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所が設置する。

### (目的)

第 3 条 検討会は、一般国道 298 号に係わる課題の共有化を図り、交通の危険防止及び交通の円滑化等を図ることを目的とする。

### (検討事項)

第 4 条 検討会は、前条を目的とした以下の事項について検討するものとする。

- (1) 交通の危険防止及び交通の円滑化に関すること。
- (2) 対策後の効果検証に関すること。
- (3) その他必要な事項

### (構成)

第 5 条 検討会は委員長、委員及び特別委員(以下、「委員等」という。)をもって構成し、北首都国道事務所長が委嘱する。

2. 委員長は学識経験者、委員は関連団体代表及び関係行政機関により構成し、別紙-1のとおりとする。
3. 特別委員は個別箇所に関わる地元関係者、関連団体の代表及び関係行政機関により構成し、別紙-2のとおりとする。

### (委員等の任期)

第 6 条 委員長及び委員の任期は 2 年とし、特別委員の任期は 1 年とする。

2. 委員等は再任することができるものとする。

### (委員長)

第 7 条 委員長が職務を遂行できない場合は、予め委員長が指名する委員がその職務を代行することとする。

2. 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

### (検討会の開催)

第 8 条 検討会は、委員長の発議に基づいて開催する。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人情報等公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。  
また、その職を退いた後も同様とする。

(検討会資料の公開)

第10条 検討会に提出された資料は、公開の対象とする。

(事務局)

第11条 事務局は、国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所管理課におく。

(その他)

第12条 この規約に定めるものの他、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、本検討会の審議を経て行うことができるものとする

附則 この規約は、平成22年 月 日から施行する。

## 国道298号交通事故安全対策検討会 委員構成

(敬称略)

委員長	埼玉大学大学院	教授	久保田 尚
委員	(社)日本自動車連盟 埼玉支部	事業課長	中川 清光
	(社)埼玉県トラック協会	常務理事	吉原 昌一
	埼玉県警察本部 交通部交通規制課	専門官	松本 久司
	東日本高速道路株式会社 三郷管理事務所	副所長	紫桃 孝一郎
	国土交通省関東地方整備局 北首都国道事務所	所長	鹿角 豊

## 国道298号交通事故安全対策検討会 特別委員構成

(敬称略)

## 八条白鳥交差点関連

埼玉県交通安全協会 草加支所	支所長	齋藤 憲市
埼玉県立草加東高等学校	校長	鎌田 恭人
埼玉県草加警察署 交通課	課長	小林 修三
草加市市民生活部 防犯安全課	課長	石川 直浩
八潮市くらし安全部 交通防災課	課長	山本 文夫

## 松ノ木島交差点関連

和光北インター地域 土地区画整理組合	理事長	本多 重幸
埼玉県朝霞警察署 交通課	課長	三井田 哲也
埼玉県朝霞県土整備事務所	副所長	宮岡 俊一
和光市建設部	次長 兼道路安全課長	波田野 武男